

1. 件名：「三菱重工業（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【6】」

2. 日時：令和2年10月14日 15時00分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 9C階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、立元管理官補佐、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官

（核燃料施設審査部門）

山後安全審査専門職

三菱重工業株式会社：

原子力セグメント 機器設計部 主席プロジェクト統括 他4名

5. 要旨

（1）三菱重工業株式会社（以下「MHI」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

（臨界評価）

○臨界防止機能の安全評価について、兼用キャスクへの燃料集合体の収納、貯蔵、取り出し等、作業の流れを示した上で、解析条件の設定の考え方を説明すること。

○代表解析により、設計方針の妥当性を示す場合は、選定した条件の包絡性、保守性等について説明すること。

○臨界解析について、SCALEコードで評価した実効増倍率に統計誤差を加えて評価結果としているが、ベンチマーク試験結果との関係を踏まえた統計誤差導出の考え方も含めて、評価の妥当性を説明すること。

（閉じ込め評価）

○基準漏えい率の計算について、60年経過後の上流側（二次蓋と一次蓋の間）の圧力を大気圧とする条件設定の考え方を説明すること。

○二次蓋と一次蓋間の圧力監視による閉じ込め機能維持の実現性について、監視に係る適合範囲を説明すること。また、金属ガスケットの性能漏えい率を用いた蓋間圧力低下の経年変化履歴を示すこと。

(全般)

○貯蔵施設内の兼用キャスクの貯蔵基数について、建屋内貯蔵及び屋外貯蔵に対し、1基と表記する場合の周辺設備、設置場所等の条件について説明すること

(3) MHI から、了解した旨回答があった。

なお、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

資料 1-1 設置許可基準規則への適合性について（第 16 条関連）

資料 1-2 補足説明資料 16-1 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

資料 1-3 補足説明資料 16-2 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
臨界防止機能に関する説明資料

資料 1-4 補足説明資料 16-5 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
閉じ込め機能に関する説明資料

以上